

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（平成22年3月31日京都市条例第76号）（教育委員会事務局指導部学校指導課）

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い、京都市立高等学校の授業料を徴収しないこととするとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 76 号

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項本文中「第3項」を「次項」に、「納付しなければ」を「納入しなければ」に改め、同項ただし書中「納付する」を「納入する」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第3条本文中「納付しなければ」を「納入しなければ」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第2項本文中「納付しなければ」を「納入しなければ」に改め、同項ただし書を削る。

第5条ただし書を削る。

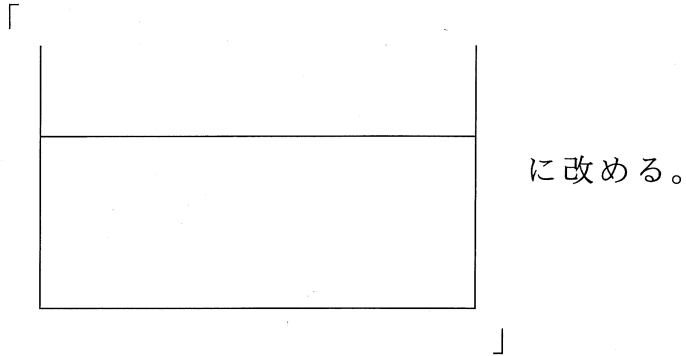
第6条中「，校長」を削る。

別表第1高等学校の項中

| | |
|--------|---------|
| | 118,800 |
| 全単位 | 15,000 |
| 1単位につき | 900 |

を

」



別表第2 高等学校の項及び備考2を削り，同備考1を同備考とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年3月31日以前の期に係る高等学校の授業料については，なお従前の例による。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)